



甲第194号証

受命裁判官認印

受命裁判官認印

和解調書

事件の表示	平成26年(行ウ)第256号
期日	平成29年3月28日午前11時00分
場所等	東京地方裁判所民事第36部準備手続室
受命裁判官	吉田 徹
受命裁判官	佐藤 彩香
裁判所書記官	高橋 秀光
出頭した当事者等	原告 阿部宣男
	原告代理人 渡邊彰悟
	同 本田麻奈弥
	同 小田川綾音
	同 高井信也
	同 中島広勝
	同 小川隆太郎
	同 細川潔
	被告指定代理人 篠岡祐拳
	同 山田幸男
	同 吉岡利倫
	同 新沼正良
	同 阿部孝敬
	同 斉藤一徳
	同 辻崇成

当 事 者 の 陳 述 等

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

東京都

原	告	阿	部	宣	男
同訴訟代理人弁護士		渡	邊	彰	悟
同		本	田	麻 奈	弥
同		小 田	川	綾	音
同		高	井	信	也
同		中	島	広	勝
同		小	川	隆 太	郎
同		永	里	桂 太	郎
同		細	川		潔子
同		山	下	優	子

東京都板橋区板橋二丁目 6 6 番 1 号

被	告	板	橋	区
同代表者兼処分行政庁		板	橋	区 長
		坂	本	健
同 指 定 代 理 人		篠	岡	祐 挙
同		山	田	幸 男
同		吉	岡	利 倫
同		新	沼	正 良
同		阿	部	孝 敬
同		齊	藤	一 徳
同		辻		崇 成



第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 和解条項

- 1 原告及び被告は、板橋区長が原告に対して平成26年3月28日付けで行った免職の懲戒処分を、平成29年3月27日付けで取り消す処分を行ったことを相互に確認する。
- 2 原告及び被告は、原告が平成28年3月31日限り被告を定年退職したことを相互に確認する。
- 3 被告は、原告に対し、定年退職に伴う退職金1966万4825円及び本件解決金352万2914円の支払義務があることを認める。
- 4 被告は、原告に対し、前項の金員から所定の公租公課を控除した残金を平成29年4月28日限り、原告代理人指定の下記銀行口座に振り込んで支払う。
ただし、振込手数料は被告の負担とする。

記

銀行・支店名

種類・番号

口座名義



アズカリキングチベレンゴシワタナベシヨウゴ
預金口弁護士渡辺彰悟

- 5 被告は、原告に対し、原告が被告のホタル生態環境館において、長年にわたりホタルの飼育に従事してきたこと、平成25年まで開催されたホタル夜間特別公開に尽力したこと、ホタルの累代飼育に係る特許の取得に尽力したことを認める。
- 6 原告は、被告に対し、被告作成に係る平成26年3月28日付け「処分説明書」に記載された事務処理に、被告職員の懲戒処分に関する指針に該当する行為があったことを認める。
- 7 原告は、被告に対する本件訴えのうち懲戒免職処分の取消しに係る訴えを取り下げ、被告はこの取下げに同意する。
- 8 原告は、その余の訴えに係る請求を放棄する。



9 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件及び原告が被告に在職している間に生じた給与債権に関し、本和解条項に定めるほかは、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

10 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 高 橋 秀 光

これは正本である。

平成 2 9 年 3 月 2 8 日

東京地方裁判所民事第 3 6 部

裁判所書記官 高 橋 秀 光

